

潟上市立保育所・認定こども園等の
再編に関する基本方針

令和7年3月

潟上市子育て応援課

目次

はじめに	1
1 未就学児童数の推計について	2
2 公立園の概要	2
3 各園の定員充足率の推移	3
4 教育・保育の量と見込みと保育士数の推移	4
5 公立園の再編の具体的方針について	6
6 再編により期待される効果	6
7 民営化について	6
8 子育て支援センターについて	9
公立園の再編基本方針まとめ	10

公立園等再編スケジュール

潟上市教育・保育施設の再編の経過

はじめに

市では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉法に基づき、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、教育及び保育並びに子育て支援を一体的に行っています。

運営面においては、多様化する保育ニーズへのきめ細やかな対応が求められており、配慮を必要とする子ども等の個別対応や限られた保育士で行う保育時間の長時間化、待機児童やこども誰でも通園制度の施行に向けた新たな保育人材の確保など更なる課題への対策に迫られています。

公立保育所及び認定こども園（以下「公立園」という。）のあり方については、「潟上市幼保一体化施設基本計画」（平成 21 年策定）において、将来的に民営化を検討することとしているほか、「潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画」（令和元年策定）においても、中長期マネジメント計画として「民営化、指定管理等を十分に検討する。」としており、あらためて、今後の児童等の推移及び保育需要の地域偏在を踏まえた公立園の役割を確認しながら、今後の姿を明確化する必要があります。

市はこれまで、高まる保育需要に迅速に対応するため、公立園の統合による運営規模及び運営形態の拡充に加え、民間事業者による認可保育所や小規模保育事業所等の新規開設を進めてきました。しかし近年、追分地区以外の地区における児童数の減少や公立園の保育士減少に伴う園児受入枠の縮小、施設の維持管理費の増大などにより、将来にわたる適切な保育環境の維持が困難になっています。持続可能な保育提供のためには、効率的な運営を行うための施設の再編が求められています。

この基本方針は、既存施設の統廃合や新たな民間活力の参入も踏まえた公立園の民営化を見据えながら、本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために、公立園の今後のあり方について示すものです。

1 未就学児童数の推計について

・令和9年度における小学区別児童数（推計）

（1歳児からの数値は令和6年10月1日現在の0歳児数をもとに、人口の増減率から推計）

単位：人

生年月日	学年	天王小学区	東湖小学区	追分小学区	出戸小学区	大豊小学区	飯田川小学区	合計
R9.4.2 ～ R10.4.1	0歳児	19	4	94	32	15	5	169
R8.4.2 ～ R9.4.1	0歳児	20	3	94	29	15	5	166
R7.4.2 ～ R8.4.1	1歳児	22	3	93	26	16	5	165
R6.4.2 ～ R7.4.1	2歳児	23	3	93	24	16	5	164
R5.4.2 ～ R6.4.1	3歳児	26	7	86	22	20	12	173
R4.4.2 ～ R5.4.1	4歳児	37	5	75	20	15	6	158
R3.4.2 ～ R4.4.1	5歳児	30	9	79	22	25	14	179

未就学児童数は、市全体をみるとやや減少傾向にありますが、追分地区では増加する見込みとなっています。

2 公立園の概要

潟上市の公立園は保育所1園と認定こども園が4園あり、各園の概要は次のとおりです。

施設名及び所在地	建築年	構造	敷地面積 及び 延べ床面積	利用定員
追分保育園 (保育所) 天王字追分西121番地	平成23年	鉄骨造	9,116.7 m ² 1,673.1 m ²	2号134人 3号66人 合計200人
天王こども園 (幼保連携型認定こども園) 天王字持長根116番地1	令和3年	RC造	7,784.13 m ² 3,045.17 m ²	1号50人 2号132人 3号98人 合計280人

出戸こども園 (幼保連携型認定こども園) 天王字北野 231 番地 2	平成 24 年	木造	6,220.0 m ² 1,480.74 m ²	1号 45人 2号 95人 3号 40人 合計 180人
昭和こども園 (幼保連携型認定こども園) 昭和大久保字堤の上 1 番地 3	平成 30 年	鉄骨鉄筋 コンクリ ート造	13,390.1 m ² 3,681.39 m ²	1号 25人 2号 95人 3号 80人 合計 200人
若竹幼児教育センター (幼保連携型認定こども園) 飯田川下虻川字八ツ口 80 番地	平成 12 年	鉄筋 コンクリ ート造	2,991.7 m ² 1,699.0 m ²	1号 15人 2号 60人 3号 30人 合計 105人

3 各園の定員充足率の推移

各園の定員充足率(利用定員に対する児童数の割合)の推移は次のとおりです。
(各年3月1日現在、令和6年度のみ11月1日現在、以下、各園同じ)

【 追分保育園 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
充足率	92.5%	78.5%	83.5%	85.5%	77.0%
児童数	185	157	167	171	154

【 天王こども園 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
充足率	—	66.4%	70.3%	66.1%	59.6%
児童数	—	186	197	185	167

【 出戸こども園 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
充足率	85.5%	77.2%	71.6%	71.6%	63.3%
児童数	154	139	129	129	114

【 昭和こども園 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
充足率	73.0%	68.5%	66.0%	62.5%	50.0%
児童数	146	137	132	125	100

【 若竹幼児教育センター 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
充足率	91.4%	83.8%	81.9%	71.4%	61.9%
児童数	96	88	86	75	65

公立5園の定員充足率は年々減少にあり、80%まで到達していない状況にあります。

4 教育・保育の量の見込みと保育士数の推移

(1) 教育・保育の量の見込み

■ 1号認定 ※3歳以上

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数) A		96	89	82	82	83
確保方策 (実人数)	認定こども園	175	175	160	160	160
	上記以外	0	0	0	0	0
	合計 B	175	175	160	160	160
差異 (B - A)		79	86	78	78	77

■ 2号認定 (認定こども園及び保育所) ※3歳以上

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数) A		468	432	460	455	464
確保方策 (実人数)	保育所	144	154	164	164	164
	認定こども園	451	451	391	391	391
	合計 B	595	605	555	555	555
差異 (B - A)		127	173	95	100	91

■ 3号認定（認定こども園及び保育所並びに地域型保育）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数)	0歳	107	95	95	94	93
	1歳	107	136	136	136	136
	2歳	127	160	146	145	140
	合計A	341	391	377	375	369
確保方策 (実人数)	0歳	73	78	95	95	95
	1歳	93	118	154	154	154
	2歳	130	160	210	210	210
	合計B	296	356	459	459	459
差異 (B-A)		△ 45	△ 35	82	84	90

(2) 保育士数の推移（令和2年～令和6年）

単位：人

	天王	二田	湖岸	昭和	出戸	若竹	追分	合計
令和2年度	—	16	17	22	20	19	29	123
令和3年度	—	17	16	27	23	19	25	127
令和4年度	27	—	—	25	23	16	25	116
令和5年度	28	—	—	20	21	16	22	107
令和6年度	28	—	—	20	20	11	20	99

※保育教諭・保育士の有資格者数。園長・主任も含む

近年、0歳から2歳までの保育需要が伸びている一方で、保育士数が減少し、保育の受け皿の確保が困難な状況にあります。限られた保育士数で効率的でかつ、質の高い教育・保育を実現するため、公立園の配置を再編することとし、その具体的方針については次のとおりとします。

5 公立園の再編の具体的方針について

潟上市の乳幼児人口の推移を見ると、追分地区では増加傾向であるのに対し、その他の地区においては人口の減少が続いています。通常保育以外の延長保育や預かり事業などの保育を確保しなければなりません。受け皿となる保育士数が限られることから、公立園を統合せざるを得ない状況にあります。

そこで、若竹幼児教育センターは令和9年4月までに昭和こども園へ統合することとし、統合までに、昭和こども園との十分な合同保育等を実施し、子どもや保護者の不安解消に努めます。

また、追分保育園は、追分地区における保育の需要が高く今後も一定程度の需要が見込まれること、大規模な施設設備の修繕が完了していることから、市以外の法人等でも安定的な運営が可能であると考えられるため、民営化を図り、その手法については次章に示します。

公立園の再編により、中学区ごとに公立園1園の配置となりますが、保育のセーフティーネット及び地域の子育て支援機関としての機能を充実させ、各中学区就学前施設の拠点施設として民間事業者と連携し、市全体の保育の質の向上を図っていきます。

6 再編により期待される効果

再編により人材の集約が図られ、待機児童の解消や延長保育等の多様な保育サービスの提供につなげることができます。

また、施設数が5園から3園となるため、管理費の抑制が期待されます。

7 民営化について

潟上市の公立園を民営化する上での基本的な基準を定め、民営化に関し、事業者の選定から引継ぎにおける円滑な取組を確保するとともに、民営化導入後も保育所・認定こども園が質の高い教育・保育を安定的に提供し、子どもが育つ場、子育てを支える場としての責任を果たし続けられるよう、民営化の方策について次のとおりとします。

(1) 民営化の手法

民営化の手法としては、公立施設のまま運營業務を委託したり、指定管理者制度により運営する「公設民営方式」と、敷地・建物を移譲または貸与により移管し、法人等の事業者が設置・運営主体となる「民設民営方式」があ

ります。

一方、公立園は、市が教育・保育施設を設置し、運営主体も市であることから「公設公営方式」と言われています。

(2) 民営化の手法の選択

公立園の民営化には、事業者の自主性や運営に対する柔軟性を尊重し、多様な教育・保育サービスが展開しやすいよう配慮しなければなりません。そのため、公設では運営主体の自主性や運営の柔軟性が発揮されにくいことから、設置・運営形態は「民設民営方式」とすることが適当であると考えます。

(3) 用地や建物等の取扱いについて

本来、事業者の独立性や市の財政的な効果を考えた場合、用地や建物等については、有償譲渡または有償貸与とすべきところですが、民営化後の保育所・認定こども園運営の継続性や安定性にも十分配慮する必要があります。

このことから、用地や建物等については、次のように取り扱うこととします。

- ① 用地 用地は事業者に対し、有償で貸与とし、売却も可能とします。
- ② 建物 建物は事業者に対し、無償で譲渡します。所有権は事業者に移管されるため、老朽化や定員増に対応するために必要な改築、増築、修繕等は事業者が行うこととします。
- ③ 備品 備品は事業者に対し、無償で譲渡します。

(4) 事業者（運営主体）について

事業者（運営主体）は、児童福祉施設または幼稚園に経営実績がある社会福祉法人または学校法人等とします。保育所に関しては前述の法人のほか、児童福祉施設の経営実績のある株式会社も対象とします。

選定のためには、より優良で適切な事業者を確保するために、公募の範囲は市内に限定せず、広く募集します。

(5) 事業者の選考基準

選考基準は、事業の継続性・安定性を審査するため、以下の点を重視します。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、保育行政をよく理解し、市の児童福祉行政に積極的に協力すること。
- ② 教育・保育内容は保育所にあつては「保育所保育指針」を、認定こども

も園にあつては「教育・保育要領」を基本とし、公立園の教育・保育内容を原則として継承しつつ、保護者の理解と協力を得ながら事業者独自の運営を取り入れていくよう努めること。

- ③ 児童福祉施設最低基準の職員配置基準を満たすとともに、年齢・経験年数の構成バランスに配慮すること
- ④ 施設長は専任とし、児童福祉施設・幼稚園の従事経験年数が通算で2年以上であること。主任保育士は10年以上の保育経験を有する者であること。保育士は5年以上の経験を有する者が1/2以上含まれていること。
- ⑤ 公立園に勤務していた職員（非常勤職員）の雇用に配慮すること。
- ⑥ 職員の人材育成のため、研修等に積極的に取り組むこと。
- ⑦ 給食は自園調理方式により、個別のアレルギー対応ができること。また、市が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。（調理等の業務を委託して行うことも可能）
- ⑧ 苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員の設置等、苦情処理の体制を整備すること。
- ⑨ 市が認める実費徴収以外の負担を保護者に求めないこと。
- ⑩ 移管を受けた建物等は、保育所または認定こども園運営以外に使用しないこと。
- ⑪ 市と締結する各契約については、誠実に履行すること。

(6) 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式で実施します。学識経験者や保育現場経験者等の専門家を審査委員として委嘱し、提案内容や実績の審査を行い、市長が決定します。

事業者が決定した段階で、当該保育施設の保護者には市及び事業者からの説明会を実施し、市民にも情報を公開します。

(7) 引継ぎ保育の実施

① 引継ぎ保育のねらい

移管後の環境変化により園児に負担を与えないよう、移管先事業者は移管園の保育内容を継承し、公立保育所職員との合同保育を実施するなど、移管前から園児と信頼関係を築くことを目的とします。

② 引継ぎ保育の期間

引継ぎ保育は、年間行事の把握ができるよう、移管前年の4月から移管前の3月までの1年間を目安とします。合同保育は移管前の3～6か月

間を目安としますが、その期間については、三者協議会※で協議の上決定し、実施することとします。

※三者協議会：保護者、移管先事業者、市からなる協議会。移管に伴う諸事項（移管後の保育内容等）について協議し、合意形成を図ります。

(8) 移管後の市の責任

- ① 移管後も、事業者に対して定期的に報告を求めるほか、実地調査などを行い、運営状況を把握し、必要に応じて指導・助言し、改善を求めます。
- ② 移管後における保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、その運営状況の評価を公表します。
- ③ 移管後も三者協議会を開催し、移管条件の実施状況や変更、新たな保育の導入などについて協議します。
- ④ 市は、保育所等施設整備費補助事業や子ども・子育て支援事業等、施設運営に係る経費について必要に応じて補助することはもとより、事業者に対し、園長会議や各種研修等への参加を義務づけます。

8 子育て支援センターについて

潟上市では地域の子育て支援拠点として市内に4か所の地域子育て支援センターを設置していますが、利用実態や令和8年4月から始まる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に向けて、通常保育内では他の園児への影響が懸念される親子登園もあるため、既存の子育て支援センターでの実施を予定しています。

そこで、令和7年度から各地区の子育て支援センターを昭和子育て支援センターに集約し、市の子育て支援拠点としての機能を充実させることとします。

なお、センターがあった天王こども園、出戸こども園、若竹幼児教育センターと、新たに追分地区に「出張ひろば」を展開し、各地区での利用者に配慮します。

公立園の再編基本方針〈まとめ〉

- 1 公立園は各中学区1園に再編し、学区内の教育・保育施設における拠点施設としての機能の充実を図ります。
- 2 羽城中学区の若竹幼児教育センターと昭和こども園は、令和9年4月に統合することとします。
- 3 追分保育園は民間事業者へ令和9年4月に移管することとします。
- 4 追分保育園の運営は民設民営方式とし、保育所等の児童福祉施設に運営実績のある法人へ移管し、円滑な移行のための引継ぎ保育期間を設定することとします。

公立園等再編スケジュール

【令和6年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
追分保育園の 民営化	・先進地視察(5月)						・サウンディング調査 (10月)			・基本方針作成(1月) ・プロポーザル実施要 領作成(2月) ・子ども・子育て会議 で基本方針について説 明(3月) ・保護者への周知		
昭和こども園と 若竹幼児教育 センターの統合							・来年度入園申込み (11月)			・基本方針作成(1月) ・子ども・子育て会議 で基本方針について説 明(3月) ・保護者へ説明		
地域子育て支援 センターの統合							・従事者説明会 (10月)			・広報等で周知(2月) ・要綱改正(2月)		
乳児等通園支援事 業(こども誰でも 通園制度)の実施											・国設置基準公布 (1月)	

【令和7年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
追分保育園の 民営化	・保護者説明会(4月) ・公募開始(5月)			・プロポーザル審査			・結果公表 ・子ども・子育て会議 へ報告 ・保護者説明会 ・移管に向け三者協議 開始				・県へ民営化について 協議	
昭和こども園と 若竹幼児教育 センターの統合	・土曜日等共同保育開 始 ・跡地利活用の検討 開始						・来年度入園申込み (11月)			・県へ統合について 協議		
地域子育て 支援センターの 統合	・出張ひろば開始											
乳児等通園支援 事業の実施	・実施場所の検討 ・設置条例、規則等の 作成			・認可書類準備 ・必要備品等準備			・子ども・子育て会議 へ意見聴取				・認可 ・確認申請	

【令和8年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
追分保育園の 民営化	・引継ぎ保育開始 ・認可準備開始			・事前協議書提出 ・こども・子育て会議 で認可に関する事前協 議内容について承認			・認可申請 ・県審議会へ諮問準備 ・保護者説明会 ・申込書配付開始			・県審議会（答申） ・認可（3月）		
昭和こども園と 若竹幼児教育 センターの統合				・保護者説明会			・合同保育開始			・卒園式（閉所式） （3月）		
乳児等通園支援 事業の実施	・制度の開始											

【令和9年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
追分保育園の 民営化	・移行完了 （入園式・開所式）						・指導監査					
昭和こども園と 若竹幼児教育 センターの統合	・昭和こども園と統合											

潟上市教育・保育施設の再編の経過

	施設名	平成17年度～20年度	平成21年度～30年度	令和元年度～
公立園	追分保育園		平成23年4月 追分保育園開園	令和9年4月 民間移管
	追分乳児保育所			
	天王幼稚園		令和3年9月 天王こども園開園	
	二田保育園			
	湖岸保育園			
	出戸幼稚園		平成24年4月 出戸こども園開園	
	昭和中央保育園		平成30年4月 昭和こども園 開園	令和9年4月 昭和こども園 若竹幼児教育 センター統合
	昭和西保育園			
	昭和東保育園			
	若竹幼児教育センター		平成19年10月 認定こども園へ	
民間施設	追分幼稚園		平成23年4月 認定こども園に認可	
	東湖幼稚園		平成22年3月閉園	
	事業所内保育園てんぷす			令和6年8月種別変更
	ニチイキッズ天王みなみ保育園			令和3年4月開園
	追分みなと園			令和4年4月開園
	プティアンジュ園			令和5年4月開園
	ニチイキッズでと保育園			令和6年4月開園